

**公益財団法人あしたの日本を創る協会  
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程**

**(目的及び意義)**

第1条 この規程は、公益財団法人あしたの日本を創る協会(以下「当協会」という。)の定

款第19条及び第37条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

**(定義等)**

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (3)報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

**(報酬の支給)**

第3条 当協会は、役員及び評議員の職務の対価として、報酬を支給することができる。

2 役員報酬の額は、別表による。

3 評議員の報酬の額は、定款第19条に定める金額の範囲内において別表に基づき支払うものとする。

**(費用の支払い)**

第4条 当協会は、役員及び評議員が職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費を含む)を、別に定める旅費規程に基づいて支払うことができる。

**(公表)**

第5条 当協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表)

代表理事・監事	1日につき30,000円
代表理事以外の理事・評議員	1日につき20,000円